

購買事業

区域に関する規制(県域規制)

前回までに事務局が提案した方向性

- 一定の範囲に限って、都道府県の区域を越えて地域生協の区域を設定できるようにしてはどうか。
(例:主たる事務所の所在地である都道府県の連接都府県まで)



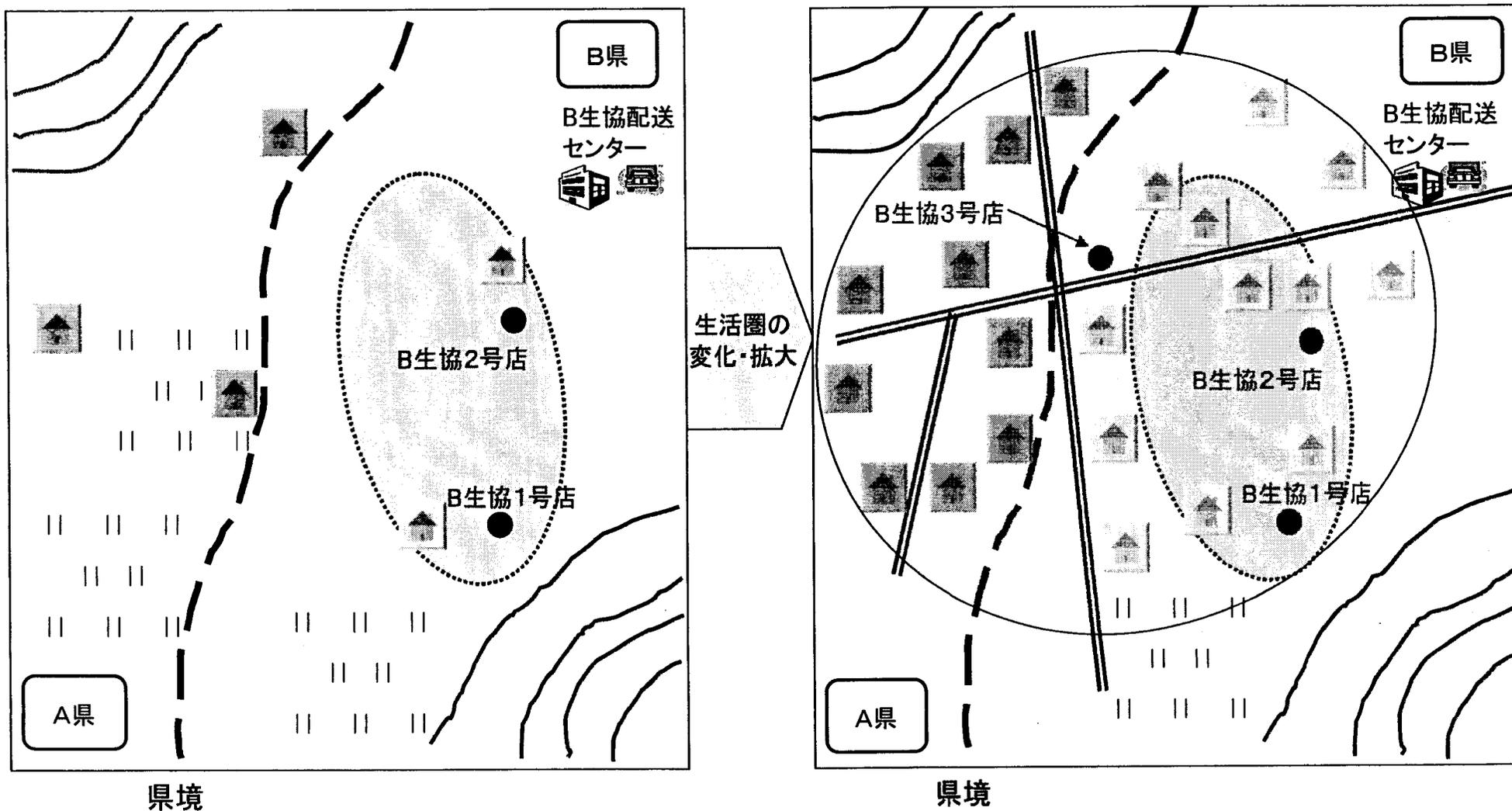
県境問題

○道路整備、モータリゼーションの進展、都市の広域化に伴い、県境を越えて生活圏が拡大した中で、県域規制を緩和して、
連接都府県まで区域設定を可能とすることにより、

- ・A県住民が、利用の便がよい場所にB生協店舗があるが、他県生協のため利用できない
- ・逆に、県境付近の立地条件のよいところに店舗を出店しても、同一生活圏内のすべての住民を事業実施の対象とできない
(配送の便がよい場所に配送センターを設けた場合も同様)

という問題が解消される。

○これにより、組合員の利便性や事業の効率性が高まり、組合員サービスの向上等に資することができる。



県域規制について

ご議論を踏まえての検討①

○「地域」をどう捉えるか

法制定当初の「地域」の考え方

法制定当初は、「地域組合は、家族を中心とする消費者の地縁的結合体で組合の地域は組合員の住所の連鎖的結合を必要とする」とされていた。(昭和24年11月24日 厚生省社会局長通知)

- 都道府県域を越えたチェーンストアの展開
- 道路整備・モータリゼーションの進展
- 都市の広域化

現在の地域生協の「地域」と県域規制の問題点

- 約65%の地域生協が都道府県全域を区域としているように、生協の区域は広域化し、地域生協の地域の概念は実質的に変化
- 法制定当初は想定していなかった県境問題が、購買事業の実施に関して発生
 - ・県境を超えた店舗や共同購入の利用ニーズ
 - ・店舗事業等の購買事業の効率的な展開は県域と一致せず

ご議論を踏まえての検討②

○ 県境問題への対応の必要性

- 接続都府県まで生協の区域設定を認めることにより、購買事業における県境問題は解決

生協の性格

- 県域規制の対象となっている地域生協は「一定の地域による人と人との結合」であり、一定の地域制限をかけることは必要不可欠

対応案

購買事業の実施のために必要と認める場合には、主たる事務所の所在地である都府県の接続都府県まで、都府県の区域を越えて地域生協の区域を設定できることとしてはどうか。

利用事業

医療・福祉事業の非営利性の徹底

前回までに事務局が提案した方向性

医療事業又は福祉事業のうち、一定のものを実施する生協については、その非営利性を高めるために、以下の措置を講じてはどうか。

- 対象となる事業を医療・福祉ごとに特別の会計として区分して経理(分離勘定)することとし、これら各会計からその他の会計への資金移動は行わないこととする(その他の会計からこれら各会計への資金移動は制限しないこととする)
- 対象となる事業に係る剰余金の割戻しを禁止する
- 対象となる事業の剰余財産の帰属先について、国、地方公共団体並びに医療に係るものについては医療法人その他の医療を提供する者、福祉に係るものについては社会福祉法人その他の福祉を提供する者に限定する。(払込済出資額の払戻しは可能とする)

医療事業・福祉事業に係る特別会計の創設に当たって検討すべき事項

○網掛けの部分などは、事業に共通する部分も含まれている。

○貸借対照表

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
現金預受		支払掛手形	
金取預手形		短期借入金	
・		・	
・		・	
固定資産		固定負債	
有形固定資産		長期借入金	
建物		・	
減価償却累計額		・	
構築物		負債合計	
・			
・		(資本の部)	
無形固定資産		出資金	
営業借地権		組合員出資金	
・			
・		法定準備金	
その他固定資産		任意積立金	
関係団体等出資金			
長期貸付金		当期未処分剰余金	
・		(当期未処理欠損金)	
・		うち当期剰余金	
繰延資産等		(うち当期欠損金)	
・			
・		資本合計	
資産合計		負債及び資本合計	

○損益計算書

科	目	金額
経常損益	供給事業給原高価	
	供給事業給原高価	
事業外損益	事業外収益	
	事業外費用	
	事業外損益	
経常剰余金		
特別損益	特別利益	
	特別損失	
税引前当期剰余金		
法人税等		
当期剰余金		

医療・福祉事業を実施する生協の非営利性の徹底について

ご議論を踏まえての検討

○ 共通資産・経費などがある中で、事業ごとに区分することは困難ではないのか。

○ 特別会計を創設するに当たっては、医療事業や福祉事業に係る貸借対照表や損益計算書の作成が必要。その場合、当該財務書類の各科目につき、医療事業に係るもの、福祉事業に係るものへの仕分けを行う。

○ 特に、出資金の帰属先や固定資産、人件費等の共通経費については、一定の合理的な配分基準を設け、それをもとに按分する。

※ 配分基準としては、従事者割合や各事業が使用する面積比、機器の稼働時間等が考えられる。

対応案

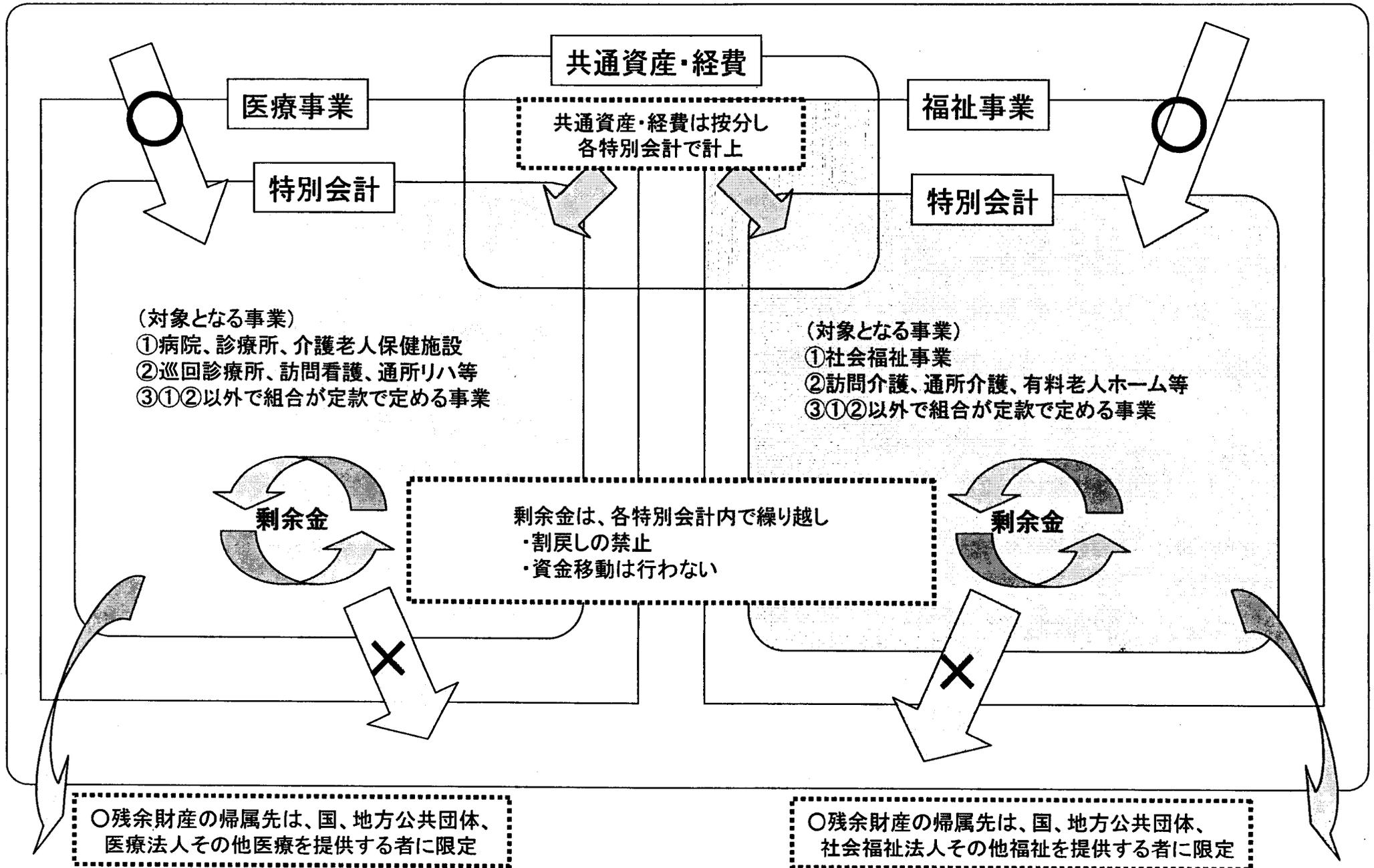
医療事業又は福祉事業のうち、一定のものを実施する生協については、その非営利性を高めるために、以下の措置を講じてはどうか。

○ 対象となる事業を特別の会計として区分して経理(分離勘定)することとし、これら各会計からその他の会計への資金移動は行わないこととする(その他の会計からこれら各会計への資金移動は制限しないこととする)

○ 対象となる事業に係る剰余金の割戻しを禁止する

○ 対象となる事業の残余財産の帰属先について、国、地方公共団体並びに医療に係るものについては医療法人その他の医療を提供する者、福祉に係るものについては社会福祉法人その他の福祉を提供する者に限定する。(払込済出資額の払戻しは可能とする)

医療事業及び福祉事業に係る非営利性の徹底について



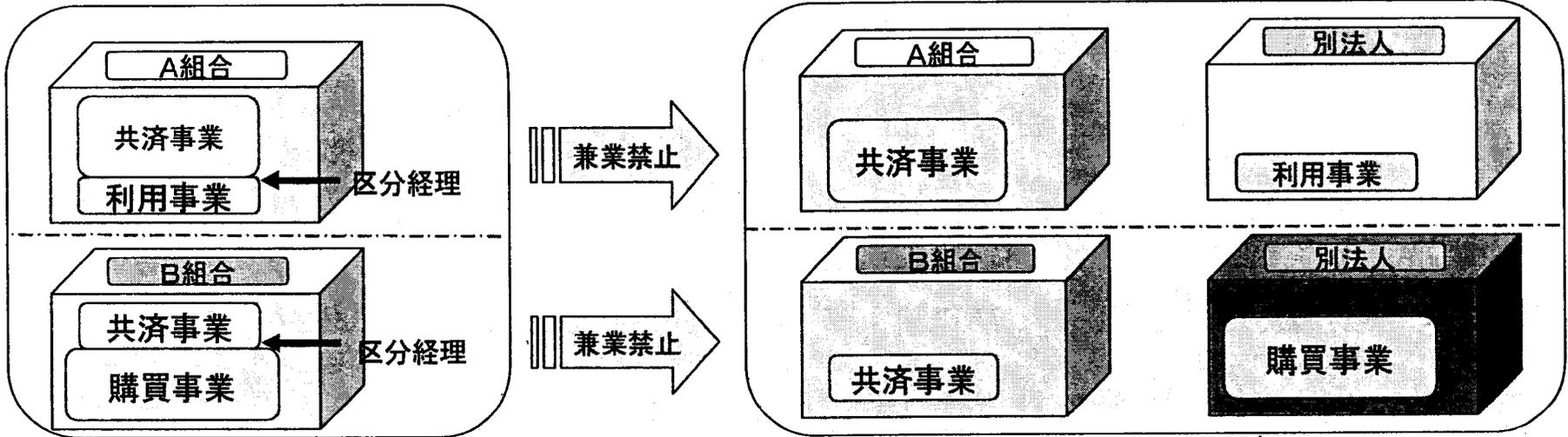
注) 対象となる事業として定款で定める事業については、医療事業に係る特別会計に社会福祉等の事業を、福祉事業に係る特別会計に病院等の事業をそれぞれ互いに定めることも可能とする。

共済事業

共済事業とのリスク遮断(兼業規制)

前回までに事務局が提案した方向性

○ 生協については、組合が実施する共済事業の規模、事業内容が多岐にわたること及び組合員のニーズに対応して共済事業が発展してきたことを十分踏まえる必要はあるものの、共済事業の健全な運営を確保するため、一定規模の組合や、再共済又は再々共済事業を行う消費生活協同組合連合会について、兼業規制を導入することについてはどう考えるか。



兼業により共済事業が不安定

兼業禁止により共済事業が安定

共済事業のリスク遮断(兼業規制)について

兼業規制の趣旨

- 他の事業の財務状況による影響を受けることを防ぐことにより、共済事業の独立した健全性を確保し、もって契約者を保護するもの

ご議論を踏まえての検討

生協の現状について

- 生協は、組合員の相互扶助組織として、各種サービスを総合的に提供することが基本であり、これまでも共済事業と他の事業をそれぞれの事業の健全性を確保しながら兼業している事例が存在する。

農協にならない、単位組合については兼業を禁止しないことについて

- 連合会(JA共済連)が共同元受で、かつ、支払責任を全額負っていることから、連合会のみで兼業規制が講じられていると考えられる。
- 生協においては、同様の仕組みをとっていないので、農協法と同様の考え方はとれない。

完全な兼業禁止の代わりに、区分経理等で対応することの適否

- 外部債権者との関係を考えた場合には、兼業を禁止することがより適当なのではないか。

対応案

- 生協は、連合会、単位組合であると問わず、組合員のニーズに応じて各種サービスを総合的に提供しており、その意義は大きい。しかしながら、事業規模が一定以上の組合においては、利害関係人が多数かつ広範囲にわたるため、他事業の財務状況が悪化し、それが共済事業に影響を及ぼした場合に契約者に与える影響は大きい。
- したがって、再共済又は再々共済事業を行う連合会に加え、共済事業が一定規模以上の組合(単位組合及び連合会)は、他の事業を行うことができないこととしてはどうか。